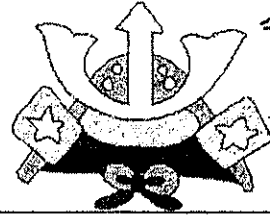
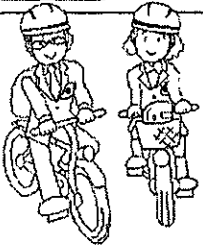


回覧

広報 狭口



令和6年5月発行
加茂警察署
電話番号
52-0110



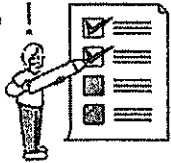
自転車安全月間

実施期間:5月1日(水)から5月31日(金)まで



自転車の交通違反は交通事故に直結する危険な行為です！
自転車のルールを守りましょう！特に、大人の方は子ども達のお手本になりましょう！

自転車は「車両」です
交通ルールとマナーを
守り安全に利用しま
しょう！



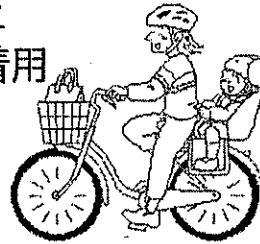
自転車安全利用五則

- ☑ 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ☑ 交差点では信号と一時停止を守って、
安全確認
- ☑ 夜間はライトを点灯
- ☑ 飲酒運転は禁止
- ☑ ヘルメットを着用

「自転車保険」など損
害賠償責任保険に加入し
ましょう！



ヘルメットを着用
しましょう！



幼児同乗用自転車を
安全に利用しましょう！



農耕車による交通事故防止

春は、農耕車を使用した農作業が本格的に始まり、
農耕車による交通事故が増加する傾向にあります。

特に、農耕車が追突される事故や農耕車のハンドル
ブレーキ操作不適による事故が多くなっていますので
下記の交通事故対策を実施しましょう。



- ① 低速車マークや反射材の設置し、周囲に存在を知らせましょう。
- ② 畦道など足場が不安定な場所がありますので、バランスを崩さないよう、慎重に運転しましょう。
- ③ 安全キャブ・フレームの装着とシートベルトを着用しましょう。

※農耕車の盗難にもご注意ください！

悪質商法にご用心

いわゆる「悪質商法」とは、一般消費者を対象に、組織的・反復的に敢行される商取引で、その商法自体に違法又は不当な手段・方法が組み込まれたものをいいます。

その手口はさまざまで、悪質業者は巧みな方法であなたの大切な財産を狙っています。

ここでは、最近新潟県内で特にトラブルに多い「点検商法」について、事例と対応方法を紹介します。

悪質業者は、親切な業者を装い、不安をあおるなどして契約を持ちかけます。

悪質業者が、

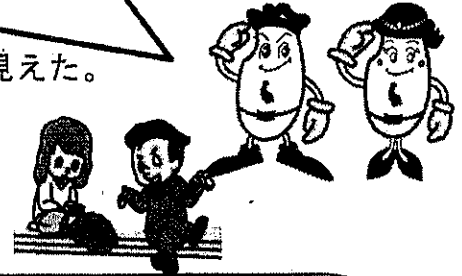
「近所で工事をしていたらお宅の屋根瓦がずれているのが見えた。

無料で屋根に上って見てみましょうか」

などと言って親切心を装って近づいてきて点検を行い、点検後に

「このままだと台風が来たら雨漏りしますよ」

などと不安をあおり不必要な工事を行う手口が確認されています。



【被害に遭わないためのポイント】



突然訪問してきた業者には安易に点検させない。家に入れない。

⇒ 「点検」は家に入るための口実です。執拗に勧誘されてもきっぱり断りましょう。



すぐに契約せず、複数の業者から見積もりを取るなど十分に検討する。

⇒ 知り合いや信頼できる業者に見てもらい、本当に工事が必要なのか確認しましょう。



保険金を利用できるというトークには気をつける。

⇒ 自分で損害保険会社等に連絡し、保険金の支払い対象となるか確認しましょう。



クーリング・オフや契約の取消しができる場合もある。

⇒ 訪問販売の場合、契約書面を受け取った日を含めて8日間はクーリング・オフが可能。



困ったときは、家族や警察、相談機関等に相談する。

⇒ 契約する前に家族や最寄りの警察、消費生活センター等に相談しましょう。

ご紹介した点検商法に限らず、悪質商法の被害に遭った場合や、どうしたら良いか分からない場合など、少しでも「おかしいな」と思ったら、警察までお気軽に相談してください。

契約の前にまず相談

